新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策

（令和元年度・2年度知事専決処分）

＜ポイント版＞

令和２年３月２７日
長　　崎　　県

新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策（概要）

新型コロナウイルス感染症について、感染拡大の防止に力を注ぐとともに、県民生活や地域経済への影響を最小化するため、国の「新型コロナウイルス感染症緊急対策」への対応も含め、早急に取り組むことが必要な対策等を緊急的に実施

◆今回の緊急対策（知事専決処分）の予算規模　４，０２７百万円

・令和元年度一般会計補正予算（第９号）　２２０百万円

・令和２年度一般会計補正予算（第１号）　３，８０７百万円

1. 県民生活・地域経済への影響対策　3, 554百万円（R元年度：201百万円、R2年度3, 353百万円）

① 「緊急資金繰り支援資金」の融資枠拡大・償還期間延長の実施（３，１１８百万円）【制度拡充】【Ｒ２年度専決】

② 「雇用調整助成制度」における事業者負担分への支援（２３５百万円）【　〃　】

③ 生活福祉資金貸付制度の更なる拡充（１１１百万円）【制度拡充】【Ｒ元年度専決】

④ 放課後等デイサービスにおける追加負担・経費への支援（９０百万円）【　〃　】

⑤ 学校休業に伴う保護者への給食費の返還・納入業者の損失額への支援（６５千円）【　〃　】

2. 感染症予防・拡大防止対策の強化　473百万円（R元年度：19百万円、R2年度454百万円）

① 感染症対応医療機関の医療設備等の整備（３１９百万円）【Ｒ２年度専決】

② 感染症対応入院病床の確保のための空床補てん（４４百万円）【　〃　】

③ 感染症検査体制の充実等（２５百万円）【Ｒ元年度専決】【　〃　】

④ 離島地域からの感染者搬送体制の充実（１８百万円）【　〃　】

⑤ 福祉施設等における感染防止対策マスク・消毒液等の購入（５９百万円）【Ｒ元年度専決】【　〃　】

⑥ 障害施設等における障害者の就労環境（テレワークシステム）等の整備への支援（８百万円）【Ｒ元年度専決】

1. 県民生活・地域経済への影響対策

①「緊急資金繰り支援資金」の融資枠拡大・償還期間の延長の実施（３，１１８百万円）

（１）「緊急資金繰り支援資金」の融資枠拡大　３，１１７，６８７千円＜県単独＞【Ｒ２年度専決】（経営支援課）

・融資枠を現行の『１０億円』から**『１００億円』**へ拡大

＜予算措置＞融資枠拡大分に対する県預託額（金融機関）　３，０７８，０００千円

融資枠拡大分に対する保証料補助（信用保証協会）　３９，６８７千円

R2当初	専決補正（今回）
3．42億円	30．78億円
合計34．2億円 （融資枠100億円）	

・償還期間（運転資金のみ）の延長

【現行】運転７年以内（うち据置１年以内）→【制度改正】運転１０年以内（うち据置２年以内）

◎新型コロナウイルス感染症にかかる緊急資金繰り支援資金【3／31制度改正】

	①一般保証分	②セーフティネット保証利用	③危機関連保証利用
資金（制度）名	緊急資金繰り支援資金	緊急資金繰り支援資金 （セーフティネット4号、5号利用）	緊急資金繰り支援資金 （危機関連保証利用）
売上高等 認定要件	新型コロナウイルス感染症を要因として、売上が減少した県内全域の中小企業者	経営の安定に支障が生じている中小企業者を保証対象とする保証制度 【セーフティネット4号適用】 幅広い業種で影響が生じている地域について、売上高が前年同月比20%以上減少する中小企業者が保証対象 【セーフティネット5号適用】 全国的に特に重大な影響が生じている業種について、売上高が前年同月比5%以上減少する中小企業者が保証対象	全国・全業種の事業者を対象に、売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業者が保証対象
融資限度額	1億円（①と②併せて）		2．8億円 （①、②と併せて3．8億円まで借入可能）
融資期間	**・運転7年（据置期間1年）→10年（据置期間2年）に変更** ・設備10年（据置期間2年）		10年（据置期間2年）
貸付利率	年1．30% （九州で最も負担が少ないレベル）		
保証料率 （%）	0．05～0．90	（セーフティネット4号利用）0．05 （セーフティネット5号利用）0	0．05

★申込・お問い合わせ先：十八銀行、親和銀行などの県内19金融機関の本支店

1. 県民生活・地域経済への影響対策

②「雇用調整助成制度」における事業主負担分への支援（２３５百万円）

（１）「雇用調整助成金」における事業主負担分への支援等　２３４，８６９千円＜県単独＞

【Ｒ２年度専決】（雇用労働政策課）

・国の「雇用調整助成金」における企業負担分に対し、県独自の上乗せ助成により企業負担の軽減を実施

（通　常）助成率　国：２／３　　事業主：１／３

（助成後）助成率　国：２／３　**県：７／３０　事業主：３／３０（１／１０）**

＜支 給 対 象＞新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「雇用調整助成金」の支給決定を受けた中小企業

＜助　成　率＞休業手当総額の３０分の７の額

＜助　成　額＞１事業所あたり１，０００千円以内

※「雇用調整助成金」（厚生労働省・労働局制度）
　経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練又は出向）を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度

◎助成イメージ

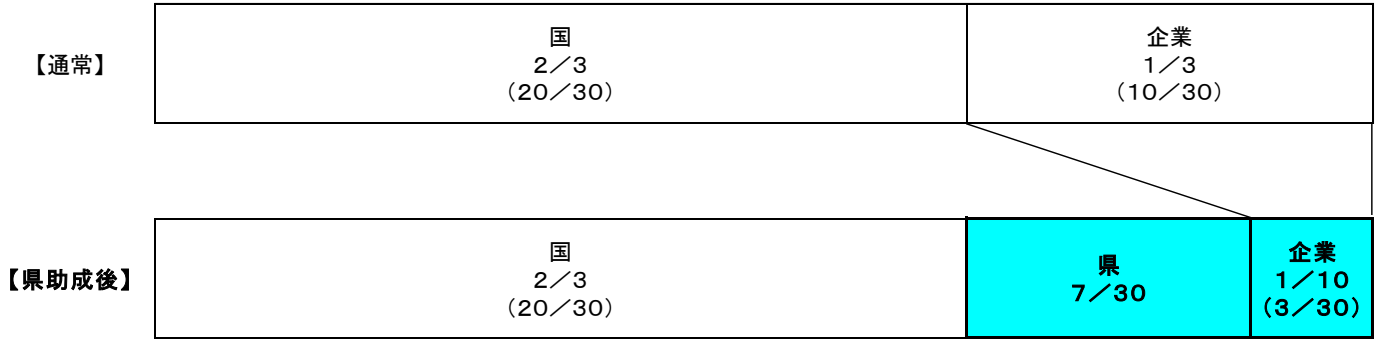

リーマンショック時の2倍規模の支給を想定

※リーマンショック時の支給実績
242社　17,452人

・申請にかかるアドバイザーによる支援

県独自の助成制度や国の雇用調整助成金の申請等の作成助言などを行うアドバイザー（社会保険労務士）を派遣

★申込・お問い合わせ先：長崎労働局（雇用調整助成金）095-801-0020
県雇用労働政策課（上乗せ助成）095-895-2714

1. 県民生活・地域経済への影響対策

③生活福祉資金貸付制度の更なる拡充（１１１百万円）

（１）生活福祉資金貸付金の貸付原資の補助　１１１，０００千円＜国１０／１０＞【Ｒ元年度専決】（福祉保健課）

・国からの追加配分に伴い、貸付原資の長崎県社会福祉協議会への追加補助を実施

（２）個人向け緊急小口資金における貸付要件の更なる緩和【制度拡充】（福祉保健課）

・貸付上限の引上げ（１０万円以内→２０万円以内）について、学校休業等による影響に限定していたものを、学校休業等の影響にかかわらず収入面で影響が生じる個人事業主等に拡大

【緊急小口資金】

≪現行（R元年度２月補正予算（追加））≫

	本則	特例措置
貸　付 対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯**
貸付 上限	10万円以内	10万円以内 **（学校等の休業等の特例 20万円以内）**
据置 期間	２月以内	**１年以内**
償還 期限	12月以内	**２年以内**
貸付 利子	無利子	

≪制度拡充後（R元年度専決補正）≫

	本則	特例措置
貸　付 対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯**
貸付 上限	10万円以内	**学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内**
据置 期間	２月以内	**１年以内**
償還 期限	12月以内	**２年以内**
貸付 利子	無利子	

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

★申込・お問い合わせ先：各市町社会福祉協議会（3/25（水）～受付中）

1. 県民生活・地域経済への影響対策

④放課後等デイサービスにおける追加負担・経費への支援（９０百万円）

（１）放課後等デイサービスの増加経費への支援　９０，０００千円＜国１０／１０＞

【Ｒ元年度専決（繰越）】（障害福祉課）

・特別支援学校等の休業に伴い、放課後等デイサービスを利用した場合の増加経費のうち、利用者負担分及び地方負担分（県・市町負担分）について、市町への補助を実施

＜費用負担スキーム＞

【通常分】	【学校休業に伴う増加経費】	
利用者(保護者)負担(1割)	利用者負担→国負担	国→市町→事業所
地方負担･市町(1／4)	**地方負担･市町→国負担**	**国→県→市町→事業所**
地方負担･県(1／4)	**地方負担･県→国負担**	
国負担(1／2)	国負担(1／2) 国→市→事業所	

【追加経費の内容】
- **利用者・利用日数の増**
- **報酬単価（平日単価→休日単価）の増**
- **開所時間の延長**

⑤学校休業に伴う保護者への給食費の返還・納入業者の損失額への支援（６５千円）

（１）学校給食費の返還手数料　１４千円＜国３／４＞【Ｒ元年度専決】（体育保健課）

・給食を実施している県立学校（特別支援学校等）において、先に徴収していた給食費の保護者への返還に係る振込手数料

＜対象＞３校・２１件

（２）納入業者の損失額に対する支援　５１千円＜国３／４＞【Ｒ元年度専決】（体育保健課）

・給食を実施している県立学校（特別支援学校等）において、仕入れのキャンセルにより納入業者に発生した損失に対する支援

＜対象＞２校・２業者

2. 感染症予防・拡大防止対策の強化

①感染症対応医療機関の医療設備等の整備（３１９百万円）

（１）感染症外来医療機関における設備等整備　２３，１７０千円＜国１／２＞【Ｒ２年度専決】（医療政策課）

・感染症「外来」医療機関を確保し、感染患者が継続して発生した場合に備えるため、外来対応に必要な防護服等の資材の補充に係る購入経費を支援

※新型インフルエンザ等の感染症発生に備えて一定の資材は既に備えており、当面の対応は問題なく、感染継続・拡大に備えて補充を行うもの

＜購入資材等＞

・空気清浄機（陰圧対応）　５台　３，６１６千円
・パーテーション　２５台　４，８０８千円
・防護具　４，７６０セット　１４，３１９千円
・簡易ベッド　１１台　４２７千円

＜感染症『外来』対応の受入体制（R2.2月末現在）＞　（単位：人）

医療機関種別	箇所数	対応数／箇所・日	対応数／日
感染症「指定」医療機関	10	8	80
感染症「協力」医療機関	**15**	**8**	**120**
合計	**25**	**16**	**200**

（２）感染症入院医療機関における設備等整備　２８７，５６０千円＜国１／２＞【Ｒ２年度専決】（医療政策課）

・感染症対応入院病床を拡大するため、医療機関に対し、人工呼吸器等の入院に必要な設備等の購入経費を支援

＜購入設備等＞

・人工呼吸器　４３台　９５，２３０千円
・防護具　１２，４８０セット　３７，３８５千円
・簡易陰圧装置　２６台　５６，４４７千円
・簡易ベッド　１７台　６６８千円
・体外式膜型人工肺　７台　９７，８３０千円

＜感染症『入院』病床数（R2.3.27現在）＞

医療機関種別	医療機関数	病床数		
		現行	**今回整備**	**整備後**
感染症「指定」医療機関	10	38	**58**	**96**
感染症「協力」医療機関	17	0	**59**	**59**
合計	27	38	**117**	**155**

（３）感染症医療機関への資材購入　８，４４７千円＜県単独＞【Ｒ２年度専決】（医療政策課）

・感染症専用マスク（Ｎ９５マスク）の購入経費　２５医療機関・５．３万枚

※Ｎ９５マスク～サージカルマスクの一種で、通常より微粒子の防護機能が高く、検体採取時に必要なマスク

2. 感染症予防・拡大防止対策の強化

②感染症対応入院病床の確保のための空床補てん（４４百万円）

（１）感染症入院病床確保のための空床補てん　４３，８２３千円＜国１／２＞【Ｒ２年度専決】（医療政策課）

・感染症患者受入のための入院病床を確保することによって生じる、空床期間の医業収入を補償するため、医療機関に対する空床補てんを実施

＜対象医療機関・病床数＞　　２７医療機関・１５５病床

③感染症検査体制の充実等（２５百万円）

（１）感染症検査機器の購入　４，４００千円＜国１／２＞【Ｒ２年度専決】（医療政策課）

・感染疑いがある患者に対する行政検査を迅速に行うため、感染症検査機器（リアルタイムＰＣＲ装置）を増設

＜配置＞長崎県環境保健研究センター　１台 → ２台

（２）感染症検査（ＰＣＲ検査）の保険適用に伴う公費負担　２０，３４０千円＜国１／２＞

【Ｒ元年度専決】【Ｒ２年度専決】（医療政策課）

・医療機関において実施されるＰＣＲ検査（県からの委託による行政検査）が保険適用になることに伴い、本人負担相当額を公費負担する経費

＜負担想定＞９０日分

◎検査体制の充実（１日あたりの検査可能件数）

	現行	体制強化		合計
		機器増設	医療機関委託	
県（環境保健研究センター）	40	40	－	80
長崎市（長崎市保健センター）	40	－	－	40
医療機関への委託	0	－	50	50
合計	80	40	50	170

2. 感染症予防・拡大防止対策の強化

④離島地域からの感染者搬送体制の充実（１８百万円）

（１）離島地区からの重症患者搬送体制の充実　１８，２８８千円＜県単独＞【Ｒ２年度専決】（医療政策課）

・感染症重症患者を離島地域から本土地区へ搬送するための医療機器等の購入経費及び搬送に係る必要経費

＜必要な医療機器等＞

・ソフトアイソレーター（感染症患者搬送用陰圧バック）	１台	２，７５０千円
・人工呼吸器	１台	４，４００千円
・モニター	１台	２，２００千円
・シリンジポンプ　　等		４，８９３千円

※医療機器等は、国立長崎医療センターで保管

＜搬送に係る必要経費＞

・同乗医師の手当・保険料等　　４，０４５千円

＜本土地区受入医療機関＞　長崎大学病院

＜搬送方法＞　空路（ヘリ）、海路（船舶）

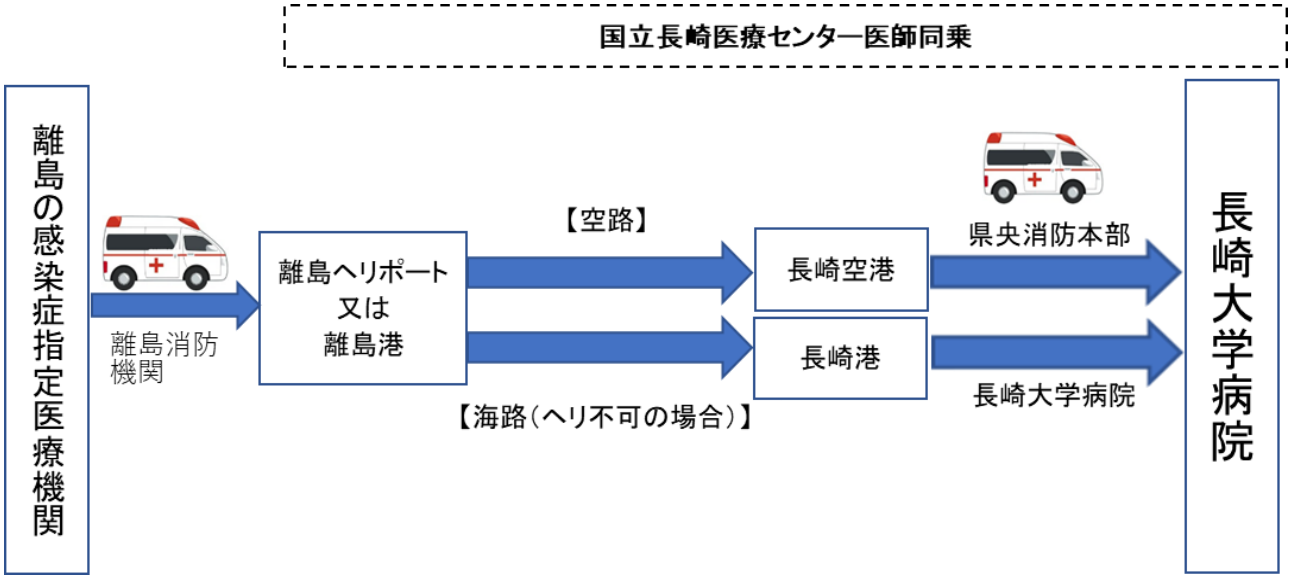

2. 感染症予防･拡大防止対策の強化

⑤福祉施設等における感染防止対策マスク・消毒液等の購入（５９百万円）

（１）障害福祉施設におけるマスク・消毒液の購入等経費　１０，０００千円＜国１０／１０＞
【Ｒ元年度専決（一部繰越）】（障害福祉課）

・障害福祉施設における入所者及び施設職員用マスク・消毒液の購入及び発送経費　　９，３４９千円
　マスク　　２４，０００枚
　消毒液　　１，４２０本

・感染症患者発生時の施設消毒委託経費（１４０名規模施設想定）　　６５１千円

（２）児童養護施設等におけるマスク・消毒液の購入等経費　１，１５９千円＜国１０／１０＞
【Ｒ元年度専決（一部繰越）】（こども家庭課）

・児童養護施設等における入所者及び施設職員用布製マスク・消毒液等の購入及び発送経費
　布製マスク　２，８８０枚：３１施設、里親５０世帯へ配布
　消毒液　　１７Ｌ×２：本庁と佐世保こども・女性・障害者支援センターにて配布
　除菌水　　２０Ｌ×１５、４Ｌ×９：２４施設へ配布

（３）国公私立幼稚園におけるマスク・消毒液等の購入経費補助　４８，３１４千円＜国１０／１０＞
【Ｒ２年度専決】（こども未来課）

・国公私立幼稚園における園児及び施設職員用マスク・消毒液・空気清浄機等の購入に対する補助
　１施設あたり４９３千円×９８施設（国立１施設、公立２３施設、私立７４施設）

2. 感染症予防・拡大防止対策の強化

＜参考＞福祉施設等におけるマスク・消毒液等確保への対応状況

	対象施設・事業所等数	マスク			消毒液等		
		供給状況	数量（枚）	県予算措置	供給状況	数量（本）	県予算措置
介護福祉施設	3,381	国から直接配布	56,000 ※利用者除く	－	国から直接配布	－	－
		その他（寄付）	500	－	－	－	－
		県独自配布	3,500	既定予算	－	－	－
障害福祉施設	**689**	**県配布（国予算活用）**	**24,000**	**R元年度専決（国10/10）**	**県配布（国予算活用）**	**0.5L×1,420**	**R元年度専決（国10/10）**
		国から直接配布	24,000	－	－	－	－
保育所等（認可外保育施設含む）	544	国から直接配布	10,820	－	別途市町対応（国予算活用）		
		別途市町対応（国予算活用）					
認定こども園	92	国から直接配布	3,279	－	別途市町対応（国予算活用）		
		別途市町対応（国予算活用）					
幼稚園	**103**	**県から施設へ補助（国予算活用）**	**98,000（予算積算）**	**R2年度専決（国10/10）**	**県配布（国予算活用）**	**20L×97**	**R元年度既定予算（国10/10）**
					県から施設へ補助（国予算活用）	**20L×490（予算積算）**	**R2年度専決（国10/10）**
		国から直接配布	1,934	－	－	－	－
放課後児童クラブ	389	国から直接配布	1,479	－	別途市町対応（国予算活用）		
		県独自配布	500	既定予算			
		県独自配布	3,000	備蓄分対応			
		別途市町対応（国予算活用）					
児童養護施設等	**31施設 里親50世帯**	**県配布（国予算活用）**	**2,880**	**R元年度専決（国10/10）**	**県配布（国予算活用）**	**17L×2 20L×15 4L×9**	**R元年度専決（国10/10）**
合計	5,279		229,892 ※別途市町対応分除く			2,033 ※別途市町対応分除く	

2. 感染症予防･拡大防止対策の強化

⑥障害施設等における障害者の就労環境（テレワークシステム）等の整備への支援（８百万円）

（１）障害福祉施設における多床室の個室化整備への支援　２，６２５千円＜国１／２＞

【Ｒ元年度専決（繰越）】（障害福祉課）

・感染拡大を防止するため、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助

＜費用負担＞

国：１／２、県：１／４、事業者：１／４

＜対象＞

１施設（壱岐市）

（２）就労系障害福祉サービスにおけるテレワークシステム導入支援　５，０００千円＜国１０／１０＞

【Ｒ元年度専決（一部繰越）】（障害福祉課）

・就労移行支援、就労継続支援における在宅就労を推進するため、事業者におけるテレワークのシステム導入経費等を補助

＜対象経費＞

タブレット端末、スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービスなど

＜本県上限額＞

５，０００千円（１施設あたり２，５００千円上限）